

地方公共団体とともに子育て世帯や
地方移住者等のマイホーム取得を応援！

【フラット35】地域連携型

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

連携する地方公共団体は、
フラット35サイトを
ご覧ください。



www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html



子育て支援・空き家対策

金利引下げメニュー（2024年3月31日までの申込受付分に適用）

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型（子育て支援） 【フラット35】地域連携型（空き家対策）	当初10年間	年▲0.25%

利用できる地方公共団体の事業の概要（例） ＊事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。



地域活性化

金利引下げメニュー（2024年3月31日までの申込受付分に適用）

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型（地域活性化）	当初5年間	年▲0.25%

利用できる地方公共団体の事業の概要（例） ＊事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。



※1 UIJターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称です。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。※2 居住誘導区域とは、地方公共団体が居住を誘導すべき区域として定めるものをいいます。

【フラット35】地域連携型の利用条件（子育て支援・空き家対策・地域活性化共通）

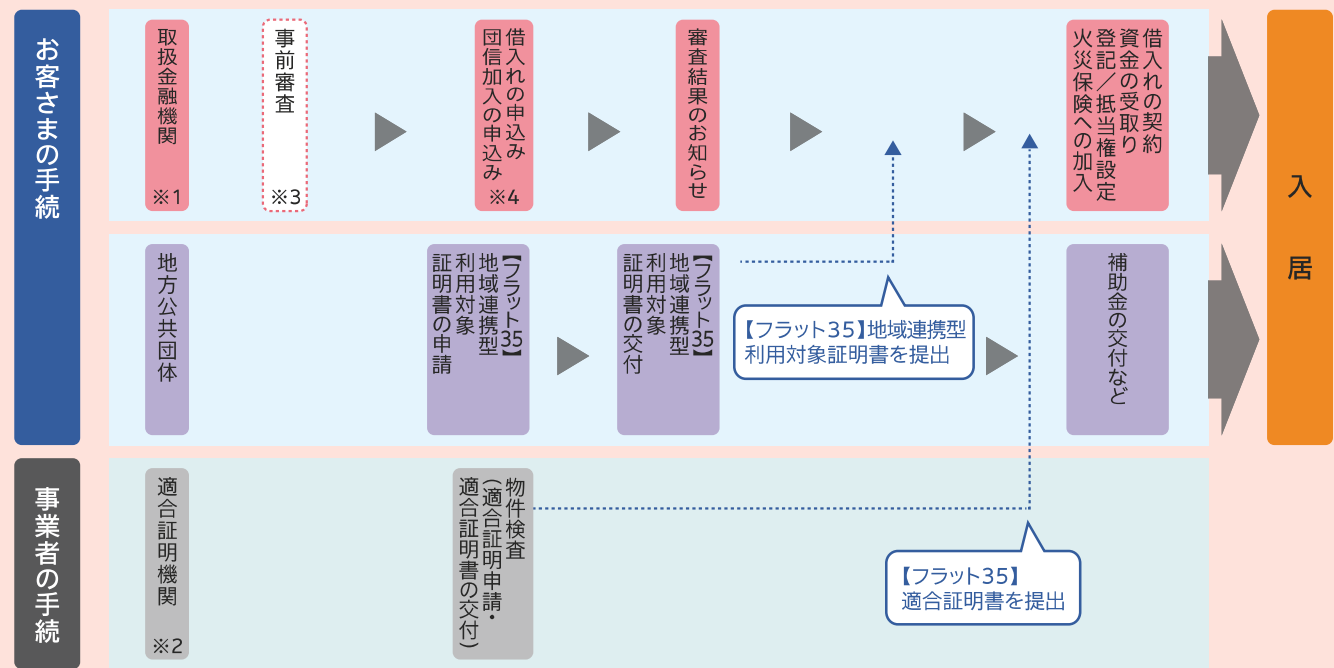
【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

＊「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

＊このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は17～20ページをご覧ください。

＊【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。
受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。
＊【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型は、【フラット35】借換融資には利用できません。
＊【フラット35】地域連携型と【フラット35】地方移住支援型を併用することはできません。
＊【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型は、【フラット35】リノベおよび【フラット35】維持保全型と併用できます。

【フラット35】地域連携型の利用手続（子育て支援・空き家対策・地域活性化共通）



＊上図は、一般的な手続の流れを示しています。取扱金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、【フラット35】地域連携型利用対象証明書および【フラット35】適合証明書は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。

※1 借入申込みが可能な金融機関は、【フラット35】の取扱金融機関となります。※2 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。※3 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

※4 借入申込みにあたっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域連携型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込み予定の取扱金融機関にご確認ください。

【フラット35】地方移住支援型

地方公共団体による移住支援金とのセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引下げメニュー（2024年3月31日までの申込受付分に適用）

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地方移住支援型	当初10年間	年▲0.3%

【フラット35】地方移住支援型の利用条件

【フラット35】地方移住支援型をご利用いただくためには、地方公共団体が交付する移住支援金＊の交付決定通知書が必要です。移住支援金の交付決定通知書の申請は、移住後数カ月の居住実績が必要とされているので、移住と同時に物件を購入等される方はご利用いただけません。ご利用を検討される場合はご注意ください。また、移住支援金の交付決定日から5年以内に、取扱金融機関へ借入れの申込みをしていただく必要があります。

＊移住支援金の申請および交付決定通知書の発行スケジュールにつきましては、地方公共団体毎に異なりますので、移住先の地方公共団体へご確認ください。

＊移住支援金の要件など、詳しくは内閣官房・内閣府総合サイト（https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html）をご覧ください。

＊このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は17～20ページをご覧ください。